⑷　上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努め、適切に開示検査を実施していく。

⑸　市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第７章　犯則事件の調査・告発

第１　概説

１　犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

２　犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料１－７－２参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第30条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第30条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第30条）

３　平成24年度における活動状況

証券監視委は、平成24年度において、３事件について合計７回の告発を行った。各事件の告発先は、東京、横浜、大阪の各地方検察庁検察官であり、平成24年度も幅広い視野で犯則調査を行った。特に、ＡＩＪ投資顧問による投資一任契約の締結に係る偽計事件については、並行して詐欺容疑で捜査を行った警視庁、東京地方検察庁と密接に連携し、調査を行うとともに、海外当局とも連携し、実態の解明に努め、計４回の告発を行った。また、セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件は、証券監視委が重点施策として取り組む不公正ファイナンスに係る事案としては７件目の告発となった。

第２　犯則事件の調査・告発実績

１　告発の状況

平成24年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で２件・８名、偽計の嫌疑で１件・２名、投資一任契約の締結に係る偽計の嫌疑で４件・16名の合計７件・26名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料２－６－２参照）（告発人数は延べ数）

事　　件　　名	告発年月日	告　発　先
ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件⑴⑵⑶⑷　※	⑴24年７月９日 ⑵24年７月30日 ⑶24年９月19日 ⑷24年10月５日	東京地方検察庁検察官
証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件⑴⑵	⑴24年７月13日 ⑵24年８月３日	横浜地方検察庁検察官
株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件	24年12月18日	大阪地方検察庁検察官

※　本件の犯則調査に基づき、証券監視委は、平成24年８月３日、アイティーエム証券株式会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料２－４－３⑴③参照）。

２　告発事案の概要

平成24年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

⑴　不公正取引に対する告発

①　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件⑴

本件は、犯則嫌疑者らが、多数の年金基金に対し、虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどして、年金投資一任契約を締結させ、多額の損失を被らせた事件であり、証券監視委は先に実施されたＡＩＪ投資顧問株式会社等に対する証券検査の結果を踏まえ、同社等の強制調査に着手し、実態の解明を進め、迅速に告発を行った。本件については、犯則調査と並行して、警視庁、東京地方検察庁により詐欺容疑での捜査が行われ、証券監視委はこれら捜査当局と密接に連携し、調査を行った。本件は、証券監視委が、金商法第38条の２（投資一任契約の締結に係る偽計）を初めて適用した事例であり、計４回の告発を行った。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年７月９日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人ＡＩＪ投資顧問株式会社は、東京都中央区に本店を置き、内外の有価証券等に係る投資顧問業務等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者Ａは犯則嫌疑法人の代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは犯則嫌疑法人の取締役として同社の経理事務全般を担当していたもの、犯則嫌疑者Ｃは犯則嫌疑法人が実質的に支配するアイティーエム証券株式会社の代表取締役として同社の業務全般を担当していたものである（以下、②～④において同じ）。

犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、真実は、犯則嫌疑法人が実質的に運用する「ＡＩＭグローバルファンド」の純資産額が過小となっていたにもかかわらず、その情を秘し、あたかも同ファンドの運用実績は好調であり、一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料をＤ年金基金の運用担当者らに提示するなどし、当該年金基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させようと企て企業年金基金事務所等において、同基金の担当者らに対し、同ファンドの販売会社の営業員を介し、前記虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し、偽計を用いたものである。